

## 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、資源の有効利用及びごみの減量による処理経費の軽減を図るため、市民で組織する団体が実施する古紙等の回収に対する奨励金並びに集団資源回収事業を継続的かつ円滑に進めるため、古紙業者に対する補助金の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 古紙業者 福井市内又は福井市に隣接する市町に主たる事業所を有し、古紙等の資源物を回収する事業を継続的に行う事業者
- (2) 集団資源回収 地域住民等が団体の指定する場所に古紙等を排出し、これを古紙業者が回収する、又は第5条の登録を受けた団体の構成員が月に一回程度古紙業者へ引き渡すことをいう。

(対象期間)

**第3条** この要綱における奨励金及び補助金（以下「奨励金等」という。）の交付の対象期間は、前年度の1月から当該年度の12月までとし、この期間をもって一年（以下「実施年」という。）とする。

2 前項の対象期間は、実施年の1月から6月を前期とし、実施年の7月から12月を後期とする。

(対象者)

**第4条** この要綱による奨励金の交付の対象となる団体は、市民で組織する次に掲げる団体であつて、営利を目的としないで、かつ、古紙等の回収を概ね年2回以上継続的に実施する団体とする。

- (1) P T A又は保護者会
- (2) 子ども会など、地域の青少年の育成を目的に組織された団体
- (3) 老人会や婦人会など、地域で組織された団体
- (4) ボランティア団体
- (5) 自治会又はマンションやアパート等の管理組合
- (6) その他市長が適当と認める団体

2 この要綱による補助金の交付の対象となる事業者は、古紙業者で組織する組合とする。

(登録)

**第5条** 奨励金等の交付を受けようとする者は、実施年ごとに次に掲げる書類を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 奨励金の交付を受けようとする団体

- ア 古紙等回収実施団体登録（変更）申請書（様式第1号）
- イ 団体規約若しくはそれに準ずるもの又は団体の年間活動計画及び収支計画書（集団資源回収以外の活動含む）
- ウ 前年度収支決算報告書又は会計報告書

(2) 補助金の交付を受けようとする組合

- ア 古紙等回収組合登録（変更）申請書（様式第2号）
- イ 組合構成古紙業者名簿

2 前項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）及び組合（以下「登録組合」という。）は、名称、住所又は代表者に変更が生じた場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録された内容に虚偽又は著しい事情の変更が認められる場合は、登録を取り消すことができるものとする。

（対象品目及び回収範囲）

**第6条** 奨励金の交付の対象となる品目は、登録団体が福井市内から回収し、登録組合に引き渡した次の品目とする。

- (1) 新聞紙（チラシを含む。）
- (2) 雑誌（資源化可能な雑がみを含む）
- (3) 紙パック

2 補助金の交付の対象となる品目は、登録組合が登録団体から引き取った雑誌とする。

（奨励金等の額）

**第7条** 奨励金の額は、回収量1キログラムあたり5円の額を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 一年間に実施した集団資源回収による奨励金の合計は、一団体につき80万円を限度とする。ただし、第4条第1項第6号に規定する「その他市長が適当と認める団体」については、その団体の属する組織がそれ以外の既に登録がある団体が属する組織と同一であると客観的に明らかの場合において、一年間に実施した集団資源回収による奨励金の合計は、一組織につき80万円を限度とし、限度額に達する場合は、限度額に達する時期に申請した各団体に、回収量に応じて案分した奨励金を交付する。

2 補助金の額は、回収量1キログラムあたり2円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請及び実績の報告)

**第8条** 奨励金の交付を申請しようとする登録団体は、規則第3条第1項の規定により、第3項に定める日までに、古紙等回収奨励金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 古紙等回収実績報告書(様式第4号)
- (2) 古紙業者が発行する受入票
- (3) 集団資源回収により集められた古紙の重量を計量した伝票

2 補助金の交付を申請しようとする登録組合は、古紙等回収補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 古紙等回収実績報告書(様式第6号)
- (2) 古紙等回収実績明細書(様式第7号)

3 前2項に規定する交付の申請は、次の各号に定める日時までに行うものとする。

- (1) 奨励金
  - ア 前期実施分 実施年の7月15日
  - イ 後期実施分 実施年の翌年1月15日
- (2) 補助金
  - ア 前期実施分 実施年の7月末日
  - イ 後期実施分 実施年の翌年1月末日

(交付の決定及び額の確定)

**第9条** 市長は、規則第4条の規定により、奨励金等の交付を決定したときは、併せて交付額を確定し、次の各号により、当該奨励金等の交付を申請した者に通知するものとする。

- (1) 奨励金 古紙等回収奨励金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第8号)
- (2) 補助金 古紙等回収補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第9号)

(交付の請求)

**第10条** 前条の通知を受けた者が奨励金等の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、次に掲げる書類に通帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 奨励金 古紙等回収奨励金交付請求書(様式第10号)
- (2) 補助金 古紙等回収補助金交付請求書(様式第11号)

(奨励金等の返還)

**第11条** 市長は、虚偽の申請、その他不正の行為により奨励金等の交付を受けた者に対し、奨励

金等の交付決定を取消し、又は既に交付した奨励金等の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(関係図書の保存)

**第12条** 奨励金等の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金等については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、令和6年1月から3月に行われた集団資源回収にも適用する。